

確認検査業務手数料規程

株式会社 安心確認検査機構

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める株式会社安心確認検査機構（以下「安心確認」という。）確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）第49条に基づき、安心確認が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認申請手数料)

第2条 業務規程第17条（第25条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物に関する確認に係る申請手数料の額は、申請一件につき、別表第1に掲げるとおりとする。

2 別表第1の床面積の合計は、次の各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を新築、増築又は改築する場合は当該申請に係る部分の床面積の合計

(2) 前号の確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合の床面積は、当該計画の変更に係る部分の床面積の（床面積の算定は、計画変更床面積算定準則平成11年4月28日建設省住指発第202号課長通達による）2分の1とする。（なお、床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計。）

また、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じた手数料算定用床面積が50㎡以内のものは、申請手数料を8,000円とする。

(3) 建築物を移転、大規模の修繕、大規模の模様替、又はその用途を変更する場合は、当該申請に係る部分の床面積の合計の2分の1。

(4) 前号の確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転、大規模の修繕、大規模の模様替、又はその用途を変更する場合は、当該申請に係る部分の床面積の合計の2分の1。

3 構造計算書の添付を要する建築物にあつては、第1項別表1に掲げる額に、1,000㎡以内のものを10,000円、1,000㎡を超え5,000㎡のものを20,000円、5,000㎡を超え10,000㎡以内のものを30,000円加算とする。なお、別途加算手数料として、構造計算適合性判定図書と確認申請図書の整合性審査料として、3,000円加算とする。又、ルート2加算額を一律50,000円とする。

（ただし、当該建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該建築物の部分をそれぞれ別の建築物とみなして算出する。）

また、免震構造の場合別途見積りとする。

4 次の各号の場合にはそれぞれの定める額を加算する。

(1) 天空率を用いた場合（既に天空率を用いて確認を受けているものの適用の変更、又は、変更により天空率を用いる場合にあっても新たな申請とみなす）

一の天空率の適用について 5,000円

(2) 階避難安全検証法を用いた場合 30,000円

(3) 区画避難安全検証法を用いた場合 30,000円

(4) 全館避難安全検証法を用いた場合 50,000円

(5) 耐火性能検証法を用いた場合 30,000円

(6) 防火区画検証法を用いた場合 30,000円

(建築物に関する中間検査申請手数料)

第3条 業務規程第27条に規定する建築物に関する中間検査に係る申請手数料の額は、中間検査申請建築物一棟につき、別表第2に掲げるとおりとする。

(建築物に関する完了検査申請手数料)

第4条 業務規程第34条に規定する建築物に関する完了検査に係る申請手数料の額は、完了検査申請建築物一件につき、別表第3に掲げるとおりとする。

2 別表第3の床面積の合計は、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

(建築物に関する仮使用認定申請手数料)

第5条 業務規程第41条に規定する建築物に関する仮使用認定に係る申請手数料の額は、別表第4に掲げるとおりとする。

(建築設備に関する確認、検査申請手数料)

第6条 業務規程第15条に規定する建築設備に関する確認、完了検査に係る申請手数料の額は、別表第5に掲げるとおりとする。

(工作物に関する確認、検査申請手数料)

第7条 業務規程第15条に規定する工作物に関する確認、完了検査に係る申請手数料の額は、別表第6に掲げるとおりとする。

(申請手数料の割引等)

第8条 安心確認は、次の各号に応じ当該手数料を減額することができる。

- (1) 申請者が電子申請ファイルにより申請を行う場合は、当該手数料の額から1,000円を割引くことができる。
- (2) 類似する建築物の確認及び検査業務等が効率的に実施できる場合にあっては、実費を勘案して申請手数料を割引くことができる。
- (3) その他、安心確認が認めた場合

(建築台帳記載証明手数料)

第9条 建築台帳記載証明は、証明書1通につき3,000円とする。

- (附 則) この規程は、平成 17 年 1 月 21 日より施行する。
- (附 則) この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
- (附 則) この規程は、平成 18 年 11 月 1 日より施行する。
- (附 則) この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
- (附 則) この規程は、平成 19 年 6 月 20 日より施行する。
- (附 則) この規程は、平成 19 年 11 月 20 日より施行する。
- (附 則) この規程は、平成 20 年 1 月 4 日より施行する。
- (附 則) この規程は、平成 20 年 6 月 12 日より施行する。
- (附 則) この規定は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
- (附 則) この規程は、平成 21 年 6 月 1 日より施行する。
- (附 則) この規程は、平成 21 年 7 月 10 日より施行する。
- (附 則) この規程は、平成 21 年 9 月 1 日より施行する。
- (附 則) この規程は、平成 23 年 5 月 25 日より施行する。
- (附 則) この規程は、平成 23 年 7 月 1 日より施行する。
- (附 則) この規程は、平成 23 年 7 月 15 日より施行する。
- (附 則) この規程は、平成 23 年 11 月 1 日より施行する。
- (附 則) この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
- (附 則) この規程は、平成 26 年 12 月 28 日より施行する。
- (附 則) この規程は、平成 27 年 6 月 1 日より施行する。
- (附 則) この規程は、平成 29 年 1 月 10 日より施行する。
- (附 則) この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- (附 則) この規程は、平成 29 年 9 月 15 日より施行する。
- (附 則) この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
- (附 則) この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

別表第1 建築確認申請手数料

(単位：円)

床面積の合計 (申請書第3面の面積)	建 築 確 認	
		認証
100 m ² 以内 (4号等) のもの (その他)	18,000 26,000	15,000
100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの (4号等) (その他)	26,000 37,000	23,000
200 m ² を超え 500 m ² 以内のもの (4号等) (その他)	37,000 49,000	31,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内のもの	75,000	72,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内のもの	105,000	102,000
2,000 m ² を超え 4,000 m ² 以内のもの	190,000	
4,000 m ² を超え 6,000 m ² 以内のもの	249,000	
6,000 m ² を超え 8,000 m ² 以内のもの	335,000	
8,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの	429,000	

・計画変更確認申請の場合

床面積の算定が50 m²以内のものは、申請手数料を8,000円とする。

・建築物の用途を変更する場合、用途の変更に係る部分の床面積に1/2を乗じた面積を手数料算定用床面積とする。

別表第2 中間検査手数料

(単位：円)

床面積の合計 (対象建築物1棟ごとの面積)	中間検査	
	安心確認で直前の確認済証を受けたもの	他機関で直前の確認済証を受けたもの
100 m ² 以内 (4号等) のもの (その他)	18,000 24,000	20,000 26,000
100 m ² を超え200 m ² 以内のもの (4号等) (その他)	25,000 32,000	28,000 35,000
200 m ² を超え500 m ² 以内のもの (4号等) (その他)	34,000 45,000	37,000 48,000
500 m ² を超え1,000 m ² 以内のもの	64,000	69,000
1,000 m ² を超え2,000 m ² 以内のもの	96,000	102,000
2,000 m ² を超え4,000 m ² 以内のもの	138,000	149,000
4,000 m ² を超え6,000 m ² 以内のもの	170,000	190,000
6,000 m ² を超え8,000 m ² 以内のもの	221,000	248,000
8,000 m ² を超え10,000 m ² 以内のもの	270,000	296,000

別表第3 完了検査手数料

(単位：円)

床面積の合計 (申請書第3面の面積又は部分 完了の面積)	完了検査				
	安心確認で確認済証 を受けたもの		安心確認で 中間検査を 受けたもの	他機関で確認済証 を受けたもの	
		認証			認証
100 m ² 以内 (4号等) のもの (その他)	21,000 28,000	18,000	20,000 27,000	25,000 32,000	20,000
100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの (その他)	29,000 36,000	25,000	27,000 34,000	33,000 40,000	27,000
200 m ² を超え 500 m ² 以内のもの (その他)	38,000 49,000	34,000	36,000 47,000	43,000 54,000	36,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内 のもの	77,000	74,000	75,000	83,000	79,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以 内のもの	104,000	100,000	100,000	110,000	106,000
2,000 m ² を超え 4,000 m ² 以 内のもの	170,000		163,000	182,000	
4,000 m ² を超え 6,000 m ² 以 内のもの	222,000		211,000	242,000	
6,000 m ² を超え 8,000 m ² 以 内のもの	263,000		249,000	290,000	
8,000 m ² を超え 10,000 m ² 以 内のもの	324,000		308,000	350,000	

※仮使用認定を受けた建築物の完了検査の手数料

・建築に係る部分の床面積から、仮使用認定に係る部分を除いた床面積に対応した申請手数料となります。

建築に係る部分のすべてが仮使用認定を受ける建築物であり、完成後における敷地内にある既存建築物又はその部分の既存建築物の除却を含んだ完了検査は20,000円となります。

省エネ適合性判定を要する完了検査加算手数料

安心確認で受けたもの	完了検査手数料の区分に該当する手数料 × 20%
他機関で受けたもの	完了検査手数料の区分に該当する手数料 × 50%
建築する一部が該当する場合	上記 × 省エネ適判を要する部分の床面積 検査対象床面積

別表第4 仮使用認定手数料

(単位：円)

床面積の合計	仮使用認定
100 m ² 以内のもの	43,000
100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	58,000
200 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	78,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内のもの	121,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内のもの	167,000
2,000 m ² を超え 4,000 m ² 以内のもの	212,000
4,000 m ² を超え 6,000 m ² 以内のもの	255,000
6,000 m ² を超え 8,000 m ² 以内のもの	318,000
8,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの	398,000

別表第5 建築設備に関する申請手数料

(単位：円)

設 備	一の建築設備あたりの手数料の額	
	確認申請	完了検査
昇 降 機 (ホームエレベーターを除く)	20,000	26,000
ホームエレベーター	12,000	18,000

別表第6 工作物に関する申請手数料

(単位：円)

工 作 物	一の工作物あたりの手数料の額	
	確認申請	完了検査
擁 壁	24,000	30,000
その他工作物 10m以下	24,000	30,000
その他工作物 10m超え	30,000	36,000